

● 寄稿2

株式会社MTG 当社の模倣品対策について

株式会社 MTG 開発本部 商品管理部 知的財産課チーフ 實川 一誠

抄録

本稿では、当社の模倣品の実態と、その模倣品に対する対策について紹介する。

1. はじめに

当社は1996年に設立し、今期で20年目を迎える会社である。創業時は、中古車の販売・修理業からスタートしたのだが、いくつかの変遷を経て、美容・健康機器の企画・開発及び販売という現在の事業モデルへシフトしていった。

当社が模倣品の存在に悩まされ始めたのは、今から5年前の2009年、美容機器の目玉商品として販売を開始した「プラチナ電子ローラー ReFa (リファ)」(以下、ReFaという。)の大ヒットを遂げた頃からである。そのReFaで初めて本格的に模倣品に悩まされる、という経験をしたわけであるが、当社はその教訓を活かし、知財活動を本格的に開始した。

ReFaを販売した当時は、知財の専任担当者がいないという状況であったが、そこから知財プロジェクトを立ち上げ、専任担当者を置き、侵害調査(他社知財を侵害しないため)の徹底や積極的な出願を行い、また、税関での水際対策をメインに模倣品対策にも力を入れてきた。

その結果として、知財専門部署の立ち上げから僅か4年足らずで、平成26年度の知財功労賞 経済産業大臣表彰を受賞することができた。率直な感想としては、このような賞に値するだけの中身が伴っているかといえば、まだまだ追いついていない部分が多々あることは否めないが、今回、名誉ある賞をいただけたことに對し、社長をはじめ社員一同大変嬉しく思っている。これもひとえに、日頃から当社の依頼を真摯に受け止め対応してくださっている特許事務所、法律事務所の弁理士、弁護士の先生方のお力添えや、日々、水際阻止の活動を継続していただいている税関の方々

のご協力のおかげである。ここに改めて感謝の意を表するとともに、当社の模倣品対策について振り返ってみたい。

2. ReFaの誕生

ReFaは、今では女性の間ですっかりお馴染みとなったV字型の美容ローラーの草分け的存在である。



プラチナ電子ローラーReFa

ReFaは、エステティシヤンの施術する手の角度を再現したV字のローラー(ハンドルを含めるとY型)を顔肌に転がすことで、エステティシヤンの手でマッサージをされているような体感を得ることができる商品である。「自宅でトータルエステの手技を再現する」というコンセプトのもと開発された同商品は、そのコンセプトが受け入れられ、シリーズ累計で300万本を超える大ヒットを記録した(2014年11月現在)。

しかし、ヒット商品の宿命か、発売開始から1年も経過しないうちに、ReFaの形態をデッドコピーした商品がネッ

ト上で出回り始めた。価格は正規品の5分の1～10分の1程度と、非常に安いものであった。しかも、一般ユーザーでは真偽を見分けるのが難しく、当社のお客様相談室には、「ReFaを購入したつもりであるが、その後、偽造品が出回っていることを知った。正規品かどうか確認してほしい」「正規品と偽造品の見分け方を教えて欲しい」といった問合せが相次ぎ、数にして1000件以上にのぼった。

そこで、当社はメーカーとしての責任を果たすため、模倣品対策への取り組みを開始した。

3. 当社の模倣品対策

①販売業者に対する対応

まず行ったのは、販売業者に対する警告状の送付である。ネット上のパトロールを行い、商品画像や価格から、模倣品と疑われるものは片っ端から購入し、現物を確保した。

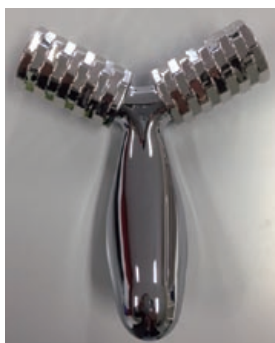
ここで模倣品の特徴について触れると、形態はほぼデッドコピーと言ってよい外観であった。写真を見比べていただくと、デッドコピーというのが良く分かっていただけると思う。



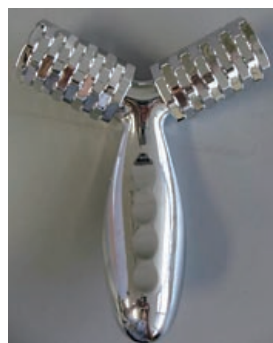
正規品 (平面)



模倣品 (平面)



正規品 (底面)



模倣品 (底面)

唯一、外観上見分けが付きやすいポイントは、ハンドルの握り手の部分であった。模倣品には、底面に4つの窪みがある（指で握ることを意識したものであろうか）。



正規品



模倣品

また、箱などのパッケージはいろいろな種類のもが存在していたが、赤い箱に入ったものが一番多かった。

なお、商標「ReFa」の使用はされていなかった。

冒頭にも触れたように、当時、当社は知的財産に対する本格的取り組みの開始前であったが、唯一、ReFaの意匠権（全体意匠）を取得していたため、販売業者に対し、意匠権侵害による販売差止を請求することを決めた。

具体的には、顧問弁護士に代理していただき、内容証明郵便により警告状を送付する、というアクションを行った。送った内容証明は、100件近くのにぼる。

これについては一定の成果を上げることができたと思っている。上記アクションにより、殆どの販売業者は販売を中止した。

しかし、いったん販売をやめた販売業者が、新たに別の販売ページを立ち上げることを防ぐことはできなかった。当社は、このまま販売業者に対するアクションだけが続けていても、根本解決にはいたらないことを強く実感した。いわゆる「モグラ叩き」状態に陥ったのである。そこで、当社は販売業者に模倣品が流通しないようにすることの必要性を認識した。買い取りを行った模倣品を確認すると、ほぼ100%が中国製であった。そこで、次に行ったアクションが、税関での水際対策である。

②税関での対策

当社は、税関に対して2010年10月に前記意匠権を侵害する物品の輸入差止の申し立てを行った。輸入差止にあたっては、侵害品が意匠権を侵害しているという鑑定や正規品と侵害品の識別ポイントを明確にすることが必要である。申請書類の準備は大変であったが、弁理士の先生の協力を得て手続きをスムーズに進めることができた。

結果的に、このアクションは大成功だったといえる。申し立てを行ってから現在までで差止の件数として61件、本数として約2000本の模倣品を差し止めることに成功した。当事（現在でも）意匠権による差止自体が少なく、特にReFaの模倣品が多かった2011年では、意匠権に基づく差止88件中34件（全体の約40%）が当社の申立による差止であった。また、差止事例の中には、本体の一部を分解



悪質事例

して別々に輸入しようとした事例もあったが、これについては悪質事例として、財務省の報道資料で紹介されている。

上記アクションの結果、ネット上の模倣品の販売は激減し、現在ではほとんど無くなった。よって、日本でのデッドコピー品対策としては、意匠権を活用し税関での水際対策を行うことが有効だと当社は考えている。後述するが、現在当社は、前記意匠権以外に商標権でも、輸入差止申請を行っている。

しかし、日本での流通が困難になった代償としてなのか、2012年頃から、中国や韓国、台湾、シンガポールやアメリカといった日本以外の国で、模倣品が流通し始めた。市場はやはりネットが中心である。当然のことであるが、日本の税関での水際対策では、日本以外の国の模倣品の流通をとめることはできない。そこで、当社は日本以外の国に模倣品が流通することへの対策として、生産元（中国）に対する法的アクションの必要性を認識するにいたった。

③中国現地調査

生産元に対して法的アクションを起こすためには、生産元の情報を正確に把握する必要がある。そこで、当社は日本貿易振興機構（ジェトロ）の「中小企業海外侵害対策支援事業」を利用し、模倣品の現地調査を行うことにした。この事業を利用することにより、助成金を受けることができるためコストのメリットもあるが、経験豊富なジェトロのご担当者やアドバイザーの助言をもらえることも大変参考になった。これにより、スムーズに調査を行うことができたと考えている。

調査の成果として、登録簿上からは分からない模倣品生産工場の住所や、工場の稼働実態（規模や操業時間等）等

の情報を得ることができた。

上記情報を基に、現在法的アクションを準備中である。

④HP上の告知

上記対策と並行して、当社公式HP上で正規品と模倣品の違いについて告知を行った。

前述のように、模倣品の外観はデッドコピーといえるほどそっくりではあるが、品質面、機能面で大きく劣る商品であることが、当社の検証の結果判明した。

具体的には、(1) 正規品はマイクロカレント（微弱電流）が流れるのに対し、模倣品はソーラーパネルはあるものの、マイクロカレントが流れないものがある、(2) 正規品は防水されており（IPX7規格を満たす）、入浴時にも使用できるのに対し、模倣品は防水が不十分で、内部に水が浸入してしまうことがある、(3) 正規品はローラーをプラチナコーティングしているのに対し、模倣品はされていないため、耐久性に問題があり、金属アレルギーも起こりやすい、(4) 模倣品は成型の仕上げが雑なものがあり、中にはローラーやハンドルに小さな凸部（いわゆるバリ）があるものが存在する、といったことが挙げられる。



マイクロカレント検証

このような品質の劣る模倣品をエンドユーザーが購入してしまい被害に遭うのを防ぐため、積極的に告知を行っていくことも、模倣品対策の一環として重要であると考えている。

4. 巧妙化

上記対策を続けていく中で、模倣品の形態をさらに変更したものも出現し始めた。その一部を紹介する。

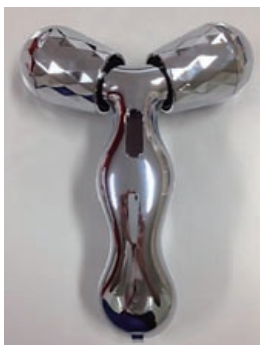
①ハンドルの形態が異なるもの



②ローラーの形態が異なるもの



③ハンドル、ローラーの形態の双方が異なるもの



また、ReFaの後継機である「ReFa CARAT」については、今夏、本体の形態だけでなく、箱などのパッケージや取扱説明書、ガイドブックといった印刷物、ポーチやクリーン

クロスなどの付属物にいたるまで全てをコピーされた模倣品が出現した。



正規品



模倣品

これについては、商標「ReFa」の侵害を問うことが最も簡易迅速に対応できるため、税関に商標権侵害による輸入差止の申立を行うとともに、併せて生産元への法的アクションを急いでいる。

5. さいごに

前述のように、当社が知財活動に本格的に力を入れ始めてからまだ4年足らずであり、模倣品対策もまだまだ緒に就いたところである。特に、中国をはじめとする海外現地での模倣品対策については、これから本格的に取り組んでいく段階であるが、お客様にご迷惑をお掛けしないため、また、ブランド価値を落とさないためにも、引き続き全力で取り組んでいく所存である。

profile

實川 一誠 (じつかわ いっせい)

2011年 株式会社MTG 知的財産課 入社
渉外 (係争) 業務担当